福岡県公報

令和８年11月20日
第　745　号

目　次

告　示（第679号－第692号）

○道路の区域の変更　（道路維持課）……1
○土砂災害警戒区域の指定　（砂　防　課）……1
○土砂災害特別警戒区域の指定　（砂　防　課）……2
○道路の区域の変更　（道路維持課）……2
○道路の供用の開始　（道路維持課）……2
○道路の供用の開始　（道路維持課）……2
○生活保護法に基づく医療機関の指定　（保護・援護課）……3
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止　（保護・援護課）……3
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更　（保護・援護課）……3
○生活保護法に基づく施術者の指定　（保護・援護課）……4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止　（保護・援護課）……5
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更　（保護・援護課）……5
○生活保護法に基づく施術者の指定の辞退　（保護・援護課）……5

公　告

○土地改良区の定款の変更の認可　（農村森林整備課）……6
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定事項の変更　（住宅計画課）……6
○特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了　（砂　防　課）……6
○農地中間管理機構関連の土地改良事業計画の変更決定　（農村森林整備課）……6
○林業種苗法に基づく生産事業者の登録　（林業振興課）……6
○開発行為に関する工事の完了　（開発・盛土指導課）……7

教育委員会

○令和８年度福岡県教育文化表彰　（教育庁総務課）……7

監 査 委 員

○監査結果の公表　（監査委員事務局監査第一課）……9
○監査結果の公表　（監査委員事務局監査第二課）……13

告　示

福岡県告示第679号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から２週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和８年11月20日

福岡県知事　　服部　誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員（メートル）	延長（メートル）
南筑後	県道	大牟田川副線	前	柳川市西浜武1483番先から柳川市西浜武1197番５先まで	7.0～11.6	134.0
			後	柳川市西浜武1483番先から柳川市西浜武1197番５先まで	10.4～20.0	134.0

福岡県告示第680号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和８年11月20日

福岡県知事　　服部　誠太郎

定期発行日　毎週火金曜日
〔発行〕〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号　福岡県　総務部法務・県民情報課　（電話 092－643－3028）
〔作成〕〒810－0011　福岡市中央区高砂一丁目６番１９号　株式会社西日本高速印刷　（電話 092－531－1766）

区域の名称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
緑ヶ丘－４	田川郡添田町大字添田（別紙図面１に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考　別紙図面１は省略し、その図面を添田町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第681号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第１項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和８年11月20日

福岡県知事　　服部　誠太郎

区域の名称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
緑ヶ丘－４	田川郡添田町大字添田（別紙図面１に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面１に記載する表のとおり

備考　別紙図面１は省略し、その図面を添田町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第683号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から２週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和８年11月20日

福岡県知事　　服部　誠太郎

県土整備事務所名	道路の種　類	路　線　名	変　更前後別	区　　間	幅　員（メートル）	延　長（メートル）
福　岡	県　道	町川原　線 福　岡	前	糟屋郡新宮町大字三代14番７先から 糟屋郡新宮町大字三代439番13先まで	11.3 ～ 41.9	741.3
			後	糟屋郡新宮町大字三代14番７先から 糟屋郡新宮町大字三代439番13先まで	11.3 ～ 36.9	663.6

福岡県告示第684号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、次の道路の供用を令和８年11月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から２週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和８年11月20日

福岡県知事　　服部　誠太郎

県土整備事務所名	路　線　名	供　用　開　始　の　区　間
福　岡	町川原　線 福　岡	糟屋郡新宮町大字三代14番７先から 糟屋郡新宮町大字三代439番13先まで

福岡県告示第685号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、次の道路の供用を令和８年11月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から２週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和８年11月20日

福岡県知事　　服部　誠太郎

県土整備事務所名	路　線　名	供　用　開　始　の　区　間
久留米	江　島　線 筑　後	久留米市城島町江上本707番２先から 久留米市城島町江上本706番１先まで

福岡県告示第686号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号。以下「法」という。）第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の３（法第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和８年11月20日

福岡県知事　　服部　誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
那珂生14	道善皮ふ科クリニック	那珂川市道善五丁目65番28号	Ｒ８・11・１
南筑後生11	えさき小児科・内科医院	三潴郡大木町大字福土114－３	Ｒ８・10・１
粕生薬224	このはな薬局　篠栗店	糟屋郡篠栗町中央二丁目２番19号	Ｒ８・11・１
大川生薬31	モッカ薬局	大川市大字榎津280－23	Ｒ８・11・１
柳生薬67	スカイメディカル柳川薬局	柳川市本町４－２	Ｒ８・10・１
行生薬100	漢方薬局一貫堂	行橋市西宮市一丁目８－８桃坂店舗１号室	Ｒ８・11・１
大野生訪28	訪問看護ステーションつくし	大野城市大城四丁目７－12－２	Ｒ８・７・１
春生訪29	Ｗｅｌｌ－Ｂｅｉｎｇ訪問看護	春日市春日原北町三丁目58－１　春日原テルミナ710	Ｒ８・10・20
糸島地生訪20	訪問看護ゴーゴーロク	糸島市波多江駅南一丁目20番８号	Ｒ８・９・１
飯生訪63	うみ訪問看護ステーション	飯塚市椋本363	Ｒ８・６・１

福岡県告示第687号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号。以下「法」という。）第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の３（法第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和８年11月20日

福岡県知事　　服部　誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
潴生96	えさき小児科内科医院	三潴郡大木町大字福土114－３	Ｒ８・９・30
飯生217	医療法人越智外科胃腸科医院	飯塚市柏の森618	Ｒ８・９・30
飯生歯32	倉員歯科医院	飯塚市新飯塚８－12	Ｒ８・１・６
柳生薬66	スカイメディカル柳川薬局	柳川市本町４－２	Ｒ８・９・30
飯生薬87	仁調剤薬局	飯塚市柏の森619	Ｒ８・９・30
京生薬10	有限会社加来薬局	築上郡吉富町大字広津274－４	Ｒ８・９・30
大野生訪16	訪問看護ステーションつくし	大野城市大城四丁目７－12－２	Ｒ８・６・30
北筑後生訪２	おはな訪問看護ステーション	朝倉郡筑前町野町1788－６コーポシャトレ102号	Ｒ８・８・31

福岡県告示第688号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号。以下「法」という。）第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の３（法第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和８年11月20日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日

粕生355	医療法人芳生会整形外科・形成外科よしだクリニック	整形外科みずきクリニック	糟屋郡粕屋町大字仲原2539－４	Ｒ８・10・１
大野生131	本村内科医院	たなか腎臓内科クリニック	大野城市白木原一丁目11番16号	Ｒ８・８・14
大川生70	医療法人松田耳鼻咽喉科医院	せき耳鼻咽喉科医院	大川市大字榎津280－53	Ｒ８・10・20
み生34	みやまクリニック	みやまクリニック腎泌尿器科	みやま市瀬高町下庄字北原2214－１	Ｒ８・10・１
那珂生薬10	メルシー調剤薬局	きらり薬局　道善店	那珂川市道善一丁目35番地	Ｒ８・10・１
大川生訪11	訪問看護ステーション　あいなーす　ひまわり	こもれび訪問看護ステーション	大川市大字小保521－１	Ｒ７・11・19

２　所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
飯生訪39	デイジー訪問看護ステーション	飯塚市立岩1213－２	飯塚市津島565番地１	Ｒ８・10・１

福岡県告示第689号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第１項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号。以下「法」という。）第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の３（法第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和８年11月20日

福岡県知事　　服部　誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
大生マ55	反田　桜良（甲斐整骨院　イオンモール大牟田院）	大牟田市岬町３－４	Ｒ８・９・20
福津生マ７	渡邊　祐弓（フレアス在宅マッサージ福津施術所）	福津市中央二丁目18－１　福間ステーションタワー508	Ｒ８・11・１
大生柔111	遠田　真弓（甲斐整骨院　イオンモール大牟田院）	大牟田市岬町３－４	Ｒ８・９・20
大生柔112	是枝　快勇（甲斐整骨院　イオンモール大牟田院）	大牟田市岬町３－４	Ｒ８・９・20
大生柔113	曽原　千咲（甲斐整骨院　イオンモール大牟田院）	大牟田市岬町３－４	Ｒ８・９・20
大生柔114	日笠山　航太（甲斐整骨院　イオンモール大牟田院）	大牟田市岬町３－４	Ｒ８・９・20
大生柔115	福岡　潤奈（甲斐整骨院　イオンモール大牟田院）	大牟田市岬町３－４	Ｒ８・９・20
大生柔116	甲斐　剛士（甲斐整骨院　イオンモール大牟田院）	大牟田市岬町３－４	Ｒ８・９・20
大生柔117	山口　彩花（甲斐整骨院　イオンモール大牟田院）	大牟田市岬町３－４	Ｒ８・９・20
大生柔118	市村　謙征（甲斐整骨院　イオンモール大牟田院）	大牟田市岬町３－４	Ｒ８・９・20
大生柔119	児玉　十夢（甲斐整骨院　イオンモール大牟田院）	大牟田市岬町３－４	Ｒ８・９・20
大生柔120	小野　雅人（甲斐整骨院　イオンモール大牟田院）	大牟田市岬町３－４	Ｒ８・９・20
大生柔121	石井　宏尚（甲斐整骨院　イオンモール大牟田院）	大牟田市岬町３－４	Ｒ８・９・20
大生柔122	船倉　拓未（甲斐整骨院　イオンモール大牟田院）	大牟田市岬町３－４	Ｒ８・９・20
大生柔123	村山　友蘭（甲斐整骨院　イオンモール大牟田院）	大牟田市岬町３－４	Ｒ８・９・20
大生柔124	嶋田　結一（甲斐整骨院　イオンモール大牟田院）	大牟田市岬町３－４	Ｒ８・９・20
大生柔125	藤本　諒（甲斐整骨院　イオンモール大牟田院）	大牟田市岬町３－４	Ｒ８・９・20
大生柔126	福永　康貴（甲斐整骨院　イオンモール大牟田院）	大牟田市岬町３－４	Ｒ８・９・20
大生柔127	櫻井　智也（甲斐整骨院　イオンモール大牟田院）	大牟田市岬町３－４	Ｒ８・９・20
大生柔128	鬼塚　誠二（甲斐整骨院　イオンモール大牟田院）	大牟田市岬町３－４	Ｒ８・９・20
大生柔129	田古里　航輝（甲斐整骨院　イオンモール大牟田院）	大牟田市岬町３－４	Ｒ８・９・20
柳生柔49	加賀田　祥郎（柳川ひさしたかし整骨院）	柳川市三橋町下百町210－１	Ｒ８・10・１

像生柔145	藤野　大作（安寿整骨院）	宗像市稲元三丁目１－１　けやきテナント３号	Ｒ８・10・１
南筑後生柔18	菰方　寿成（ひさ整骨院）	三潴郡大木町大字笹渕1192－４	Ｒ８・10・８
大生はき25	鬼塚　誠二（甲斐整骨院　イオンモール大牟田院）	大牟田市岬町３－４	Ｒ８・９・20
大生はき26	田古里　航輝（甲斐整骨院　イオンモール大牟田院）	大牟田市岬町３－４	Ｒ８・９・20
大生はき27	原野　将人（甲斐整骨院　イオンモール大牟田院）	大牟田市岬町３－４	Ｒ８・９・20
大生はき28	新留　琴葉（甲斐整骨院　イオンモール大牟田院）	大牟田市岬町３－４	Ｒ８・９・20
大生はき29	南部　宇希（甲斐整骨院　イオンモール大牟田院）	大牟田市岬町３－４	Ｒ８・９・20
大生はき30	反田　桜良（甲斐整骨院　イオンモール大牟田院）	大牟田市岬町３－４	Ｒ８・９・20
大生はき31	松村　直昂（甲斐整骨院　イオンモール大牟田院）	大牟田市岬町３－４	Ｒ８・９・20
大生はき32	西山　広大（甲斐整骨院　イオンモール大牟田院）	大牟田市岬町３－４	Ｒ８・９・20
大生はき33	髙本　康平（甲斐整骨院　イオンモール大牟田院）	大牟田市岬町３－４	Ｒ８・９・20
像生はき32	藤野　大作（安寿鍼灸整骨院）	宗像市稲元三丁目１－１　けやきテナント３号	Ｒ８・10・１
福津生はき15	渡邊　祐弓（フレアス在宅マッサージ福津施術所）	福津市中央二丁目18－１　福間ステーションタワー508	Ｒ８・11・１
粕生はき74	宮本　ひとみ（オーロラ鍼灸マッサージ院）	糟屋郡志免町御手洗二丁目13－16－３Ｆ	Ｒ８・11・１

福岡県告示第690号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第２項において準用する同法第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号。以下「法」という。）第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の３（法第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和８年11月20日

福岡県知事　　服部　誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
15	福田鍼灸院	豊前市大字八屋1946－15	Ｒ８・９・22

福岡県告示第691号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第２項において準用する同法第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号。以下「法」という。）第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の３（法第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和８年11月20日

福岡県知事　　服部　誠太郎

指定番号	変更前	変更後	変更年月日
像生はき28	本田　千佳（鍼灸ちからこぶ） 宗像市鐘崎731	本田　千佳（鍼灸ちからこぶ） 宗像市大島1011－１	Ｒ８・10・１

福岡県告示第692号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第２項において準用する同法第51条第１項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号。以下「法」という。）第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の３（法第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和８年11月20日

福岡県知事　　服部　誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定の辞退年月日

粕生柔68	藤野　大作（安寿整骨院）	糟屋郡新宮町大字原上1812－１	Ｒ８・９・30
粕生はき23	藤野　大作（安寿鍼灸整骨院）	糟屋郡新宮町大字原上1812－１	Ｒ８・９・30

公　　告

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第３項の規定により公告する。

令和８年11月20日

福岡県知事　　服部　誠太郎

土地改良区名	認可年月日
荷原土地改良区	令和８年11月９日

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第61条第２項の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人から住所及び支援業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第３項の規定により次のように公示する。

令和８年11月20日

福岡県知事　　服部　誠太郎

支援法人の名称	変更に係る事項	旧	新	変　更年月日
特定非営利活動法人ホームレス支援福岡おにぎりの会	支援法人の住所	福岡市博多区美野島二丁目５番31号	福岡市博多区美野島二丁目31番13号エクセレント百年橋101号室	令和８年８月20日
	支援業務を行う事務所の所在地	福岡市博多区美野島二丁目５番31号	福岡市博多区美野島二丁目31番13号エクセレント百年橋101号室	令和８年８月20日

公告

次の特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第３項の規定により公告する。

令和８年11月20日

福岡県知事　　服部　誠太郎

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
土砂災害特別警戒区域 陵厳寺（ｄ－１）220－Ｋ－002(1)	北九州市小倉北区明和町９番１号 株式会社　海王 代表取締役　竹下　晃平

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第16項の規定に基づき、土地改良事業計画を変更したので、同条第18項において準用する同法第87条第５項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和８年11月20日

福岡県知事　　服部　誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営稲童地区土地改良事業変更計画書の写し	令和８年11月20日から 令和８年12月21日まで	行橋市役所

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第１項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録をしたので、同法第16条第１項の規定により公告する。

令和８年11月20日

福岡県知事　　服部　誠太郎

登録番号	生産事業者		生産事業内容	事業所	
	氏名	住所		名称	所在地

福岡県 第539号	山口　弘史	豊前市大字荒 堀509番地１	種穂（採取） 苗木（幼苗の育成） 苗木（幼苗以外の苗木の育成）	山口　弘史	豊前市大字荒 堀509番地１

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により公告する。

令和８年11月20日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡篠栗町和田二丁目863番１から863番８まで及び864番４の一部

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

久留米市城島町江上本209番地３

株式会社下川工業

代表取締役　下川　通

教育委員会

福岡県教育委員会告示第８号

福岡県教育委員会表彰規則（昭和44年福岡県教育委員会規則第10号）第２条の規定に基づき、令和８年度福岡県教育文化表彰を受けたものを、同規則第５条の規定により次のように告示する。

令和８年11月20日

福岡県教育委員会

〔児童生徒の部〕

（個人）

表彰年月日	所属名	氏名
令和８年11月14日	福岡市立早良中学校	伊藤　碧
〃	福岡市立片江中学校	西村優希
〃	福岡雙葉中学校・高等学校	水戸こはる
〃	筑紫女学園高等学校	天野瑶子
〃	久留米市立久留米商業高等学校	小林應介
〃	福岡県立八女農業高等学校	下地美幸
〃	福岡市立博多工業高等学校（卒業生）	武田留奈
〃	久留米大学附設高等学校	谷　瞳
〃	岡垣町立海老津小学校	小倉葵依
〃	福岡市立平尾小学校	萩原慶護
〃	希望が丘高等学校	大野紗蘭
〃	久留米市立南筑高等学校	古賀龍之介
〃	福岡舞鶴高等学校	帆足　航
〃	博多高等学校	松原倖玖
〃	希望が丘高等学校	森　駿登

（団体）

表彰年月日	団体名
令和８年11月14日	福岡雙葉中学校・高等学校ＥＳＳ部
〃	久留米市立久留米商業高等学校珠算・電卓部
〃	精華女子高等学校吹奏楽部
〃	福岡県高等学校芸術・文化連盟小倉百人一首かるた専門部
〃	飯塚高等学校ダンス部
〃	九州産業大学付属九州産業高等学校應援団・チアダンス部
〃	中村学園高等学校剣道部
〃	東福岡高等学校剣道部
〃	東福岡高等学校ラグビーフットボール部
〃	福岡大学附属大濠高等学校剣道部
〃	福岡大学附属大濠高等学校男子バスケットボール部
〃	祐誠高等学校弓道部
〃	岡垣ジュニア
〃	第31回全国ジュニア・ラグビーフットボール大会福岡県中学生男子代表
〃	第31回全国ジュニア・ラグビーフットボール大会福岡県中学生女子代表

〃　太陽生命カップ2025第16回全国中学生ラグビーフットボール大会福岡県中学生女子代表
〃　第79回国民スポーツ大会柔道競技福岡県少年男子代表
〃　第79回国民スポーツ大会バスケットボール競技少年男子福岡県選手団

〔一般の部〕

1　社会教育部門

（個人）

表彰年月日	所属名	職名	氏名
令和８年11月14日	福岡県子ども会育成連合会	会長	大久保康博
〃	福岡県公民館連合会	前会長	武井政一
〃	北九州市教育委員会	前社会教育委員	宮本和代

（団体）

表彰年月日	団体名
令和８年11月14日	福岡市立三宅小学校ＰＴＡ
〃	北九州市立浅川中学校ＰＴＡ
〃	築城中学校区地域学校協働本部
〃	福岡県立西田川高等学校保護者教師会

2　学術・文化部門

（個人）

表彰年月日	所属名	職名	氏名
令和８年11月14日		福岡県文化財保護指導委員	内田恵三
〃	福岡県文化財保護審議会	専門委員	三輪宗弘

3　体育・スポーツ部門

（個人）

表彰年月日	所属名	氏名
令和８年11月14日	福岡大学	内田優

（団体）

表彰年月日	団体名
令和８年11月14日	第79回国民スポーツ大会自転車競技会福岡県女子代表
〃	第79回国民スポーツ大会ボウリング競技福岡県成年男子代表

4　学校保健部門

（個人）

表彰年月日	所属名	職名	氏名
令和８年11月14日	公益社団法人北九州市医師会	学校医	香月きょう子
〃	一般社団法人福岡市医師会	学校医	桑原靖道
〃	一般社団法人大牟田医師会	学校医	古賀英昭
〃	公益社団法人北九州市歯科医師会	学校歯科医	上村耕基
〃	公益社団法人北九州市歯科医師会	学校歯科医	蜷木健
〃	一般社団法人大牟田歯科医師会	学校歯科医	安澤和彦
〃	公益社団法人八幡薬剤師会	学校薬剤師	坂本義徳
〃	一般社団法人若松薬剤師会	学校薬剤師	寺本美香
〃	一般社団法人小倉薬剤師会	学校薬剤師	平川剛

5　教育行政部門

（個人）

表彰年月日	所属名	職名	氏名
令和８年11月14日	小竹町教育委員会	前委員	浅原喜代子
〃	筑紫野市教育委員会	前教育長	上野二三夫
〃	春日市教育委員会	前教育長	扇弘行
〃	大木町教育委員会	前教育長	北原孝徳
〃	大任町教育委員会	前教育長	桑野敏朗
〃	筑後市教育委員会	前委員	齋藤百合
〃	筑紫野市教育委員会	前委員	潮見眞千子
〃	小竹町教育委員会	前教育長	須堯豊年
〃	東峰村教育委員会	前教育長	縄田淳一

6　学校教育部門

（個人）

表彰年月日	所属名	職名	氏名
令和８年11月14日	春日市立春日小学校	前校長	落合純哉
〃	田川市立後藤寺小学校	前校長	佐藤栄一

〃	宗像市立大島学園	前校長	阿部龍彦
〃	福岡県立築上西高等学校	校長	今任弘之
〃	福岡県立東筑高等学校	校長	安田賢二
〃	福岡県立三池工業高等学校	校長	山口博充

（団体）

表彰年月日	団体名
令和８年11月14日	古賀市立花見小学校
〃	福岡県立浮羽工業高等学校

７　その他教育文化部門

（個人）

表彰年月日	所属名	職名	氏名
令和８年11月14日	福岡県立大学	名誉教授	森山沽一

（団体）

表彰年月日	団体名
令和８年11月14日	公益財団法人三井金型振興財団

監査委員

監査公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第１項、第２項及び第４項の規定に基づく定期監査を農林水産部出先機関の福岡農林事務所等21機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和８年11月20日

福岡県監査委員	塩川正一
同	世利洋介
同	森　行一
同	井上博隆

第１　監査の概要

１　準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和２年監査公表第１号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

２　監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第２条第１項第１号に規定するもののうち、毎会計年度少なくとも１回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第２条第１項第２号に規定する監査

３　監査の対象

(1) 監査対象機関：農林水産部の出先機関21機関

(2) 監査対象期間：令和７年４月１日～令和８年３月31日

４　監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

５　監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和８年５月12日～令和８年９月18日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡農林事務所	令和８年６月２日～４日
朝倉農林事務所	令和８年６月16日～18日
八幡農林事務所	令和８年５月19日～22日
飯塚農林事務所	令和８年５月12日～14日
筑後農林事務所	令和８年５月26日～28日
行橋農林事務所	令和８年６月９日～11日、９月18日
農林業総合試験場	令和８年５月13日～15日
農林業総合試験場資源活用研究センター	令和８年５月21日～22日
農林業総合試験場豊前分場	令和８年５月29日
農林業総合試験場筑後分場	令和８年６月18日～19日
農林業総合試験場八女分場	令和８年６月11日～12日
農業大学校	令和８年５月28日～29日
中央家畜保健衛生所	令和８年６月４日～５日

監査対象機関名	監査実施日
北部家畜保健衛生所	令和８年５月29日
両筑家畜保健衛生所	令和８年５月29日
筑後家畜保健衛生所	令和８年５月29日
筑後川水系農地開発事務所	令和８年５月19日～20日
水産海洋技術センター	令和８年６月９日～10日
水産海洋技術センター有明海研究所	令和８年５月26日～27日
水産海洋技術センター豊前海研究所	令和８年６月16日～17日
水産海洋技術センター内水面研究所	令和８年６月２日～３日

(2) 主な監査項目

ア　収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ　支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ　人件費

報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ　契約

契約締結及び履行確認の状況

オ　公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ　物品

取得、管理及び処分の状況

キ　工事

設計積算及び施工等の状況

ク　補助事業

補助事業の執行状況

第２　監査の結果

第１のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

１　指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

該当なし

２　注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の属する部局名	調査区分	件数	説　　明
農林水産部	契約	1	工事の契約期間延長の際、受注者から工事履行保証期間を延長した保証書を提出させるべきところ、これを行っていなかった。
計			１件

監査公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第１項、第２項及び第４項の規定に基づく定期監査を県土整備部及び建築都市部出先機関の福岡県土整備事務所等13機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和８年11月20日

福岡県監査委員　塩　川　正　一
同　世　利　洋　介
同　森　　行　一
同　井　上　博　隆

第１　監査の概要

１　準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和２年監査公表第１号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

２　監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第２条第１項第１号に規定するもののうち、毎会計年度少なくとも１回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第２条第１項第２号に規定する監査

３　監査の対象

(1) 監査対象機関：県土整備部及び建築都市部の出先機関13機関

(2) 監査対象期間：令和７年４月１日～令和８年３月31日

４　監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

５　監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和８年５月12日～令和８年９月28日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡県土整備事務所	令和８年６月２日～６月５日
久留米県土整備事務所	令和８年６月16日～６月19日、９月17日
南筑後県土整備事務所	令和８年６月16日～６月19日
直方県土整備事務所	令和８年５月26日～５月28日、９月15日
京築県土整備事務所	令和８年５月12日～５月14日、９月16日
朝倉県土整備事務所	令和８年６月９日～６月11日、９月28日
八女県土整備事務所	令和８年６月２日～６月４日
北九州県土整備事務所	令和８年５月26日～５月29日
田川県土整備事務所	令和８年５月19日～５月21日
飯塚県土整備事務所	令和８年６月９日～６月11日
那珂県土整備事務所	令和８年５月19日～５月21日
苅田港務所	令和８年５月13日～５月14日
流域下水道事務所	令和８年５月21日

(2) 主な監査項目

ア　収入

使用料及び手数料、財産収入、受託事業収入、負担金収入等の調定及び収入の状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ　支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ　人件費

報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ　契約

契約締結及び履行確認の状況

オ　公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ　物品

取得、管理及び処分の状況

キ　工事

設計積算及び施工等の状況

ク　用地

設計積算及び履行確認等の状況

第２　監査の結果

第１のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

１　指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説　　明
久留米県土整備事務所	収入	１	県道占用料など県土整備使用料について、調定が遅延していた。
京築県土整備事務所	支出	１	河川愛護団体への河川浄化報奨金について、令和７年度中に支出すべきところ、処理が遅れ令和８年４月に支出していた。
計			２件

２　注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
　注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の属する部局名	調査区分	件数	説　　明
県土整備部	支出	1	道路維持管理用品の購入について、原材料費（15 節）で支出すべきところ、その他需用費（10-3 節）で支出していた。
	工事	1	魚道設置工事において、設計変更の際に伐採工を「処分費等の取扱い」に基づき諸経費対象外とすべきところ、諸経費の対象としたため、積算過大となった。
計		２件	